

陳情第49号

「委員会での陳情者の発言機会を求める陳情」 資料①

- ・ 陳情第26号本文
- ・ 陳情第26号審査時の委員会記録
(令和2年2月13日 総務委員会)

令和元年11月 5日

川崎市議会議長 山崎直史様

宮前区在住者

公共施設の契約関係が、下請との間の二重構造になっている件及び
請負期間を2～3年の短期にする市の条例制定に関する陳情

陳情の要旨

- 1 私の1つの提案は、5年、10年の長期期間の指定管理を改めて、通常の競争入札のように2年から3年の短期にして、一度選定された会社は、例えば続けて応募できない制度にしたらどうですか。短期の指定管理によって健全な競争が生まれ、本市の予算節約になり、なおかつ、市内の業者を優遇できるように、更に現場の緩みを締めるためには必要ではありませんか。
- 2 私の提案の2つ目は、公的な施設は下請け、孫請けという二重構造の契約関係は禁止してほしいです。仕事を請け負った会社は下請け企業に現場作業員の雇用・採用を任せ、雇用関係は「派遣」、「請負」にしても、下請け会社と契約して、何か問題が生じたときには雇用関係にある下請け会社に押し付け、無責任にも現場下請け会社に責任はない、トラブルへの「無責任」を通しています。しかも、下請け社員に現場仕事を押し付け、責任と作業を丸投げにする二重構造はぜひ禁止してください。

陳情の理由

「アクト・ツーワン」（川崎市川崎区）という会社に採用されて、今年5月28日に派遣として「国際交流センター」に就職しました。ところがこの施設を管理している東急コミュニティー（東京都世田谷区）の社員の暴言によって、東急の当日の責任者との間の口論の末、交流センターに訴えようとしたところ、派遣元の「アクト・ツーワン」の社員が私を力で制止しようとして暴行を振る

われました。私は110番通報によって高津警察を呼びまして、警官に事情の調査を求めました。ところが、ちょうど私が暴行を振るわれた地下1階・エレベータ前の現場を録画しているはずの監視カメラが暴行の証拠として状況を録画していると推測し、警察官に暴行の証拠として確認を依頼したが、約3年前から故障、録画されていなかったのです。しかも過去3年間は故障のまま放置されていたようです。この事件で故障が判明、国際交流センター管轄の市職員に問い合わせたところ、9月になってようやく修理が完了したようです。こんなセキュリティ対策用の監視カメラの故障を長期間放置していたことは、施設の安全、防犯対策への重大な致命的過失ではないでしょうか。

設備を管理する東急、しかも設備管理以外、警備と2階図書館まで人材を派遣している施設全体の総合的な管理会社である東急の責任は大きいです。しかしながらこの事件に対して、責任を東急にも持ってもらいたいと追及する私に対して、東急と私との間に雇用・非雇用の関係を一切直接持たないので、東急コミュニティーは、「一切の責任は東急にない」と言い張りました。これは私が糾弾する東急の「無責任」の1番目です。

しかも、施設に関して現場責任の全てを東急が持っているにもかかわらず、「アクト・ツーワン」の現場担当社員が暴力を振るう現場に居ながら騒動と暴行を止める気配もなく、きょう手傍観しているだけでした。この無関心な態度は、「無責任」以上に暴行に加担していたと同じとしか思えません。これが「無責任」の2番目です。

では、どうして責任があるにもかかわらず「責任がない」と言い逃れをするのだろうか。それは、5年間の長い委託期間を現在2期目で継続しており、長期に渡るこの現場委託が緩みとたるみを生じさせている。今までの経緯で、現場の仕事に対して下請け会社に頼っていて、第三者的立場にいる「無責任さ」ゆえではないでしょうか。何か、国際交流センターとの間に癒着があるとまでは言わないが、従来からの深い「ねんごろ」の関係があるのではないか。5年間、10年間の委託期間は長く、健全な競争を忘れて現場の緊張感を忘れ、施設管理への緩みがあるのではないのでしょうか。

[令和 2年 2月総務委員会]-[02月13日-01号]-P.8

○委員長(野田雅之)

○野田雅之 委員長 次に、総務企画局関係の陳情の審査として、「陳情第26号 公共施設の契約関係が、下請との間の二重構造になっている件及び請負期間を2～3年の短期にする市の条例制定に関する陳情」を議題といたします。

なお、関係理事者として、市民文化局から小川交流推進担当課長が出席しておりますので、御紹介いたします。

それではまず、事務局から陳情文の朗読をお願いいたします。

◎大原 書記 (陳情第26号朗読)

○野田雅之 委員長 次に、理事者から説明をお願いいたします。

◎大澤 総務企画局長 それでは、「陳情第26号 公共施設の契約関係が、下請との間の二重構造になっている件及び請負期間を2～3年の短期にする市の条例制定に関する陳情」について御説明させていただきます。

詳細につきましては、行政改革マネジメント推進室担当課長の織裳から御説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

◎織裳 行政改革マネジメント推進室担当課長 それでは、陳情第26号について御説明させていただきますので、お手元のタブレット端末機の2(1)「陳情第26号(資料)」のファイルをお開きいただき、右下のページ番号、2ページをごらんください。

初めに、資料の左側上段、1、陳情の要点についてでございますが、(1)5年以上の長期期間の指定管理を改め、2年から3年の短期間にし、1度選定された事業者は続けて応募できないように改めようか。健全な競争が生まれ、市の予算節約となり、市内の業者を優遇できるようにし、現場の緩みを締めるために必要である。(2)公的な施設は下請、孫請という二重構造の契約関係は禁止してほしいの大項目は2点でございますが、下線部の①から④の4点の項目ごとにポイントを整理しております。

次に、2、陳情に対する本市の考え方についてでございますが、4点の項目ごとに本市の考え方などを説明いたしますが、①指定管理期間につきましては、総務省自治行政局長通知によりますと、指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとするとしてされております。また、この期間については、法令上具体の定めはなく、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情などを踏まえて指定期間を定めることとされております。これに対する本市の考え方につきましては、指定期間が長期間であると、他の事業者の参入機会を阻害し、施設管理や管理運営主体の見直しの機会

を逸するおそれがあること、短期間であると、専門性の高い人材の確保や指定管理者のノウハウの蓄積、投下資本の回収等を行うことが困難となるおそれがあり、施設の安定的な運営が保障されず、応募団体が減る可能性もあることから、原則として指定期間は5年とすることとしております。ただし、施設の設置目的や実績などを踏まえ、合理的な理由がある場合には、5年以外の期間とすることができるものとしていただいております。ページ左下、図表①には、本市の指定管理者制度導入208施設の平成31年4月時点における、指定期間の状況を整理しておりますが、法令改正の影響などで指定期間を延長したものや、法人の吸収合併により残った期間を指定した案件もありますが、結果として5年の施設が92.8%となっております。なお、図表②には、参考として、政令指定都市の制度導入8,057施設の指定期間の状況を整理しておりますが、5年の施設が68.3%、約7割となっている報告がされております。

資料の右上に参りまして、次に、②同一事業者の応募につきましては、総務省の通知によりますと、指定管理者の指定の申請に当たっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者などから幅広く求め、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいとされ、一方で、利用者や住民からの評価などを踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様などに応じて適切に選定を行うこととされております。これに対する本市の考え方につきましては、現行の管理運営の実績を次期指定管理者の選定に反映できる制度が導入されており、現に指定管理者となっている団体から応募があった場合は、現指定期間における毎年度の運営実績などの評価結果を選定時の評価に反映することとしております。なお、括弧書きの記載のとおり、評価結果によっては、インセンティブまたはペナルティが課せられる制度となっており、また、選定に当たっては、学識経験者から成る選定評価委員会で審議を行い、公平性、中立性を担保しているところでございます。

次に、③市内中小事業者の活用につきましては、本市の考え方は、川崎市契約条例において市内中小企業者の受注機会の増大を図ることが定められ、川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例では、指定管理者の指定に当たって、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理の確保に留意しつつ、市内中小企業者の参入機会の増大を図るよう努めるものとしていただいております。

次に、④業務の再委託につきましては、総務省の通知によりますと、清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨に鑑みれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであるとされております。これに対する本市の考え方につきましては、事前に市の承諾を受けた場合、管理業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができることとしております。また、各施設の再委託の状況につきましては、各施設所管局において、年度ごとに提出を受ける各指定管理者からの事業報告書にて履行状況の報告を受けるとともに、再委託先との連携調整が適宜、適切

に行われ、業務の履行についても適切な監視、確認がなされているかどうかについて、年度評価の中で適正性を検証しているところでございます。

資料の説明は以上でございますが、今後につきましても、本市の現行の指定管理者制度を適切に運用することにより、多様化する住民ニーズに的確に対応し、効率的、効果的な施設目的の達成を目指してまいります。

説明は以上でございます。

○野田雅之 委員長 説明は以上のとおりです。

これより質疑を行います。意見・要望もあわせて御発言をお願いいたします。

◆市古次郎 委員 御説明ありがとうございます。資料の中で総務省自治行政局長通知、平成22年12月28日があるんですが、これをお調べしましたら、当時の総務大臣の発言の中で、指定管理者制度が大量の官製ワーキングプアを生み出したことも指摘されて出された通知だと私は記憶しております。この通知の中で、労働法令に関する留意点として、国からはどのような内容の通知が出ているのか、それから、その点を踏まえて川崎市の取り組みをお聞かせいただければと思うんですが。

◎織裳 行政改革マネジメント推進室担当課長 御質問がありました件でございますけれども、本日の資料の中でも引用させていただいております自治行政局長通知のことかと考えております。指摘から幾つかの項目をまとめて留意事項が発出されておりますけれども、内容としては、労働法令の取り扱いについては、指定管理者が労働法令を厳守することは当然であり、指定管理の選定に当たっても指定管理者において労働法令の遵守や雇用労働条件への適切な配慮がなされるよう留意することという通知があったと認識しております。

それに対する本市の対応、考え方でございますけれども、本市としましては、手引を作成しておりますして、指定管理者の応募に当たっては、各種法令遵守に関する規定を有していることを応募の要件としているところでございます。また、選定に当たっては、法令遵守や個人情報保護などの認識や具体的な取り組みをどのようにしているかを評価の対象としているところでございます。また、協定の締結時においては、契約条例に規定された特定契約制度に基づく作業報酬下限額を遵守することとしておりまして、本市においても、守られているかどうかを確認しながら取り組みを進めているところでございます。なお、運用後には、毎年、モニタリングにおいて所管課、所管局が適切な労働条件や労働環境が整備されているかを確認することとされているところでございます。

◆市古次郎 委員 陳情の中で丸投げですとか、無責任という発言もあるものですから、ぜひ指定管理のしっかりとした管理体制を、無責任、丸投げと言われることがないように、今後も引き続き強化していただければと思います。以上です。

◆嶋崎嘉夫 委員 この陳情で述べられている方は、指定管理の下請で働いていたと。この下請はどんな業務をやっていたんですか。

◎小川 市民文化局交流推進担当課長 主に施設の管理運営の軽易な部分について下請を担当しておりました。

◆嶋崎嘉夫 委員 そうすると、行政のほうで示していただいた参考資料によると、管理については、基本的には第三者に委託することができないものの、事前に市の承諾を受けた場合は認めますと。そうすると、今回の件については、事前に市に相談があってそれを許可していたということだと思うんですが、これは何か基準があるんですか。

◎小川 市民文化局交流推進担当課長 指定管理の実施に当たりましては、事前にこういった形でやるというような提案書を出していただいております。その中で、この部分については下請に出すという形で事前に御相談いただいて、それについてうちで承認している形でございます。

◆嶋崎嘉夫 委員 事前に管理業務について下請を使います。それが選定のときに一応審査項目に入っているということなんですか。

◎小川 市民文化局交流推進担当課長 選定の時点ではそこまで具体的なものは示されておりませんで、実際に基本協定とかを結んだり、年度協定を結ぶ具体的な段階において、そういった具体的なお話が出てくるということでございます。

◆嶋崎嘉夫 委員 やはり運用上、明確にしっかりと明らかにするのが当然だと思うんです。そうすると、本来から見れば、契約を結ぶときに基本的に下請等に管理の一部を委託しますとか、そういうものを事前に出させて、その中でどこの指定管理が適しているのかという評価に反映すべきだと、普通であれば思うんですが、なぜそういうやり方を選択してこなかったんですか。

◎織裳 行政改革マネジメント推進室担当課長 いま1度説明申し上げますと、本日の資料の右下の部分でございますけれども、国の通知の中では、今回の趣旨の中では、全てを一括にできるところについては限られてしまうこともあって、より業務を効率的、効果的に運営するために、一括して第三者に委託することはできないものの、業務の部分、部分について委託することは認めていくという国からの通知をいただいたところでございます。本市の制度運用に当たっては、やはり一括委託は当然認めておりませんけれども、より効率的に運営するために、あらかじめどの業者を使うかを市に申請して、承諾を得た上でその業務の部分についてやらせるという制度をつくっているところでございます。引き続き、そう

いった制度で運用していきたいと考えております。

◆嶋崎嘉夫 委員 それはわかるんです。ところが、それは、清掃、警備云々はいいですよと自治行政局長通知がある。ところが、管理にかかわる業務の部分で一括はだめですよとされているけれども、今の話だと、軽易な案件については川崎市としては認めているということになっちゃっている。その部分が曖昧になっちゃっている。要は、管理の部分については、普通であれば指定管理者はしっかりと管理しなければいけない、業務に当たらなければいけないと思うんですが、例えば、そういう解釈等については指定管理を選定する選考委員会で協議し、その中で一定の方向性を出しているわけですか。

◎織裳 行政改革マネジメント推進室担当課長 今回のケースについても、事前に市民文化局と状況を確認しているところでございますけれども、今回、指定管理者は東急コミュニティーで、構成員の中に入っているということでございます。施設の管理の部分を担当形で、国際交流協会と一緒に、代表企業とともに当たっているところでございますけれども、東急コミュニティーについては常駐して全体を統括しておりますけれども、部分部分の業務については、可能なものについては、より効果のあるものについては委託していたんだということを聞いています。

◆嶋崎嘉夫 委員 この陳情文によると、そうやって管理していたにもかかわらず、監視カメラがずっと壊れていましたと書かれていた。ということは、今まではそれでよかったかもしれないけれども、やっぱり今まで運用してきたやり方に対して、果たして、今後ともどうなのか。そういうのは、冒頭申し上げたように、指定管理者を協議するところでしっかりと方向性、運用のあり方についてまずは議論していただいて、了承をいただいた中での手続をとるべきだと思うんですが、どういうふうに思っていますか。

◎織裳 行政改革マネジメント推進室担当課長 現行の制度の中でも、議会で御承認をいただいた後に、協定を締結するまでの間に必要な、どういう業務体制で臨むのかを所管局が確認して、まず、現場に入っていき、運営に入っていきということでございます。毎年、運用の中では、管理運営体制がどうなっているのか、また下請に出した業務はどうなっているのかをモニタリングの中で確認しながら、その項目を設けながら報告させて、必要であれば指導しながら、次年度の運営に生かしていくとしております。その結果については、第三者評価委員会にもこのような状況でありましたとかけて、ホームページなどで公表するような制度としているところがございますので、その中で適切な運営が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

◆嶋崎嘉夫 委員 指定管理でお伺いしたんですが、いただいた参考資料の中

で、左側の下、本市の指定管理期間の状況というものがある。ほかの政令市もある。うちの場合は5年というのがほとんど、92.8%を占める。ただ、ほかの政令市の中では3年、4年、5年という形で運用をある程度柔軟にということもある。ここについては、指定管理を定めて協議する審議会等では、期間のあり方等について何か議論はあるんですか。

◎織裳 行政改革マネジメント推進室担当課長 本市においても、当初は3年から5年という形で制度をスタートしております。その中で、5年という選択をしてきたところでございます。他都市の状況を見ると、まず、近隣の政令市などを見ると、横浜市などは標準5年で運用しています。全体の施設の9割後半ぐらいの数字をそういう形で運用しています。相模原市についても、新設の施設は3年のものの、継続の施設は5年という形で、ほぼ99%の施設が5年間という指定でございます。全国的に見ると、西日本を見ると、4年の運用をしたり、3年の運用をしたり、政令市の中でも京都、広島などはそういった違った運用をしているところがございますけれども、やはり地域性が少しあるのかと思っているところがございます。現行5年の中で、余り長くなり過ぎると確認の機会を逸してしまいますし、短過ぎると人材の確保だとか、備品類等の投下資本の回収だとかが難しくなることもあり、現行5年の中で運用させていただいているところがございます。

◆嶋崎嘉夫 委員 主に投下資本の回収なんです。今、単年度契約になっている派遣の人とかいろんな課題もあるようなので、人材の確保と専門性はまた別な形であるべきだから、その中で5年になっていったというのがある。

それから次に、右側のページの真ん中、市内中小企業の活用。基本的には、市内中小企業の参入機会の増大が図れるよう努めているんですということなんです。実際に川崎市が行っている指定管理者のうち、いわゆる市内中小企業の占める比率はどのぐらいなんです。大体でいいです。

◎織裳 行政改革マネジメント推進室担当課長 恐れ入りますが、208施設の構成員の内訳については手元の資料にはないんですけれども、今回のケース、国際交流センターに関して言いますと、下請に出していた業者は、市内の事業者を使った中で起きているところもあり、できる限りそういった運用をするように指導しているところでございます。

◆嶋崎嘉夫 委員 頭を大資本がとっちゃったら、結局、下請にしたって適正なお金が入ってこないわけです。本来から見れば、市内中小企業を優先して、できるだけ指定管理を委ねてくださいと。ただ、今割合はどの程度かわからない。これは後日、委員会に出していただきたい。それから、今回、触れられている東急グループ関係にどの程度指定管理を委託しているのか、この割合はわかりますか。

◎織裳 行政改革マネジメント推進室担当課長 平成31年4月時点では、東急と名前のつく事業者は東急コミュニティーを加えると13施設ほどと把握しているところでございます。

◆嶋崎嘉夫 委員 わかりました。恐らく、その中でも下請という形で市内を使っている部分があるだろうとは思いますが、でも、やはり大資本がどうしてもとりやすくなってしまっている部分が現実にあるわけです。ところが、大資本が頭をとっても、結局は現場が下請、下請という形になっていって、本当にそれでいいのかどうかという課題も以前から議論がずっと行われてきた部分があるわけです。指定管理に委ねたからその経費が浮いたかというところ、直営でやってきた人件費分は確かに指定管理のほうが大きいです。でも、現実のところ、そこを含めた中で、やはり絶えず指定管理の中での課題点もチェックしていく必要があるだろう。そういう議論をずっと進めてきた過程の中で、先ほど来の管理のあり方の部分についてとか、一定の規模から指定管理を委ねる課題とかもろもろ、それから下請のあり方は審議会の中できちんと1回議論してもらって、方向性を明らかにした中で、川崎の指定管理を進めるべきだと思っておりますけれども、局長はどう思われますか。

◎大澤 総務企画局長 今、委員から御指摘のあったとおり、この制度自体が平成15年からスタートして16年目を迎えております。今208施設で導入しているわけですが、この間も、いろいろ議会の皆様から御指摘や御意見をいただきながら、順次、改正等を行いながら進めてまいりました。今後も、今、委員からも御指摘があったとおり、日々、きちんと振り返りながら、よい制度となるように努めてまいりたいと考えております。

◆嶋崎嘉夫 委員 何でかというところ、等々力の一括のところではPPPとかPFI、いろんな新しい事業者という報告が委員会へ以前ありました。ところが、それを定める議論の中で、委員長が関連した業界、会社の役員をやっていただく、一身上の理由でおやめになったという報告もあったと。そうなってくると、もとの根本的な課題になっちゃうんです。ですから、今議論したように、そうした中で公平性、透明性をしっかりと担保をとっていく必要があるだろう。そういう議論を審議会の中でも活発化していただいて、今後とも、よりよい指定管理に向けてのたゆみない努力をお願いしたいと思います。結構です。

○野田雅之 委員長 ただいまの嶋崎委員の指摘に対して、答弁がなされなかった部分に対して資料提供をお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

◎織裳 行政改革マネジメント推進室担当課長 208施設の中で市内企業の状

況はどうなっているかという報告については、提出させていただきたいと思いません。

◆宗田裕之 委員 私たちは、この指定管理制度自身についていろんな問題があるとずっと指摘してきたんですけれども、まず期間について、これは長期にしても、短期にしてもそれぞれ問題がある。特に私たちは短期にした場合に、専門性を保つこと、それから安定的な経営を保つこと、そして、もう一つ、継続性という問題があると思うんですけれども、その点についてどうですか。

◎織裳 行政改革マネジメント推進室担当課長 確かに短期にした場合については、短い間で運営する方々が変わっていくこともあって、そういった面では少し難しい面があるのではないかと考えており、今回、陳情の要旨にありました2年、3年は少し難しいと考えているところでございます。

◆宗田裕之 委員 例えば、保育園なんかで指定管理者がかわった場合に、先生たちがかわってしまっていて継続性が保たれないとか、それから、労働者にとっては、その場所で働いていた人が、上の指定管理者がかわったときに雇用が継続されるかどうかともやっぱり問題になってくると思うんです。そういう意味では、どちらかという短期は非常に問題点が多いと、私たちは思っています。

それから、もう1点、雇用・労働条件をいかにちゃんとしていくのか。先ほどの通知の中でこれにちゃんと配慮するということがあったんですけれども、特に第三者に委託した場合、そこで働く労働者の雇用や労働条件は、先ほどいろいろモニタリングとかチェックとかありましたけれども、これはどうやってチェックするんですか。

◎織裳 行政改革マネジメント推進室担当課長 我々制度所管課で、どのような環境でやっているかという項目をつくって、その視点を持って施設所管課にも見ていただく、どのような労働環境が整備されているかを項目の中でつくって見ていただくとともに、先ほども御説明しましたが、作業報酬下限額については、毎年どのような形で支給されているのかを所管課、所管局、我々という3者で確認して、もし不適切なものがあれば是正しながら取り組みをしていくこととなります。

◆宗田裕之 委員 そういう意味では、クリアじゃない部分、何者にもわたった部分はなかなかチェックしづらいところもあると思うんですけれども、しっかり委託先でもチェックしてもらいたいと思います。結構です。

◆各務雅彦 委員 陳情では、5年、10年が長いとか、同一事業者の応募にいろいろ言っていますけれども、選定のところ、総合評価がきちんとされていればそこは問題ないかと思っているんです。同一事業者の応募のところ、総務省の

通知では、利用者や住民からの評価等を踏まえてというところがありますけれども、市では、総合評価のところとか、選定のところで、利用者であるサービスを受ける市民の方の意見が余り反映されていないんじゃないかと思っています。アンケート等はやっているかもしれませんが、総合評価とかモニタリングに市民の方が参加するような他都市もありますけれども、本市ではその辺を採用されていないお考えみたいなのはあるんでしょうか。

◎織裳 行政改革マネジメント推進室担当課長 施設を運営していく中では、利用者の考え方やご意見は大事なものだと考えております。そういった意味では、各施設において利用者の方々の声を運営に反映できるように、アンケートなどをとるようにしているところでございます。そういったものがどのように反映されているかについては、年度の評価の中にも提出させたりして、我々所管局も確認しているところでございます。

◆各務雅彦 委員 市民の方を選定とか総合評価に入れられない理由はあるんですか。

◎織裳 行政改革マネジメント推進室担当課長 制度をつくっていく中では、専門的知識を持っている方々に外部委員として加わっていただく形で条例改正をしてきたところでございます。利用者の方々の声については、施設等、所管局の中でしっかりと受けとめながら運営に反映していくものと考えているところでございます。

◆各務雅彦 委員 私が幾つか知る施設管理では、逆にサービスが悪化しているところもあると思います。実際、サービスを受けるのは市民の方なので、その方の意見をもう少し取り入れる制度にしていく必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

◎織裳 行政改革マネジメント推進室担当課長 委員もおっしゃるとおり、利用者の声を施設運営につなげていくことは非常に大切なことと考えておりますけれども、外部委員の部分については、学識経験者という運用で行っていきたいと考えております。先ほども言ったモニタリングの中で、所管課も指定管理者からアンケートなどを、実際、現物を取り寄せていただいて確認しているところでございます。我々もできる限り、そういったところを総括評価の中で見ていきたいと考えているところでございますので、そういった運用をさせていただきたいと考えております。

◆各務雅彦 委員 イメージ的に、閉鎖された中で選定も総合評価もされているイメージがありますので、先ほど透明性という話がありますけれども、制度見直しの中では、もう少し中身が見えるというか市民の方の意見が反映される制度設

計にさせていただくことを要望して終わります。

◆田村伸一郎 委員 説明、ありがとうございます。ほぼ、委員の皆様の質疑でかえさせていただきます。ちょっと確認程度で、この指定管理なんですけれども、圧倒的に本市は5年なんですけれども、近年、指定管理は全国的に見ても、政令市の資料を見ても、1年から3年が非常にふえている理由と、10年以上も5.8%、470施設あるんですけれども、こういった業種、施設形態という特徴があるのか教えていただければ。

◎織裳 行政改革マネジメント推進室担当課長 まず、長いほうから申し上げますと、例えば、PFI法にのっとった契約のものの指定管理者制度、公の施設を活用している部分については、長い10年以上のものになっております。本市でいうと、例えば、カルッツかわさきであったり、多摩スポーツセンターがあります。また、専門的人材が必要な案件について、例えば病院、当市でいうと多摩病院については30年間としていて、近隣の横浜市などもそのような運用をされているところでございます。また、他都市を見てみると、10年間の長い、同じような形でPFIとかもあるんですが、名古屋市は従前の管理者、出資法人を使いながら運営しているところもあると思います。

逆に短いところになってまいりますと、例えば、本市でいいますと、吸収合併した会社があった場合には、指定期間中の残務期間、2年とかいう形の事例が、男女共同参画センターでは指定されたところです。また、施設の工事などがあってどうしてもその先が使えない、そこまでしか使えない場合については、例えば余熱利用施設、炉がとまることわかっている場合には4年の運用みたいな形です。他都市を全国的に見ると、先ほど少し答弁で触れさせていただきましたが、京都や広島などは4年という運用をしていたり、熊本市については3年から5年というところで、3年の施設が100施設程度あって、西日本では、関東近県とは状況が違うのか、短いものがあるという結果が出ているのかという見解を持っているところであります。

◆田村伸一郎 委員 ありがとうございます。先ほど、前も、西日本、東日本の違い、そんな傾向があるところですね。

◎織裳 行政改革マネジメント推進室担当課長 我々が運営する中では、やはり近隣の政令市の状況を見ていかなければならないかと思っているところでございます。横浜市については標準5年で、おおよそ90%後半ぐらいが5年になっているかと思えます。相模原市も先ほど申し上げました99%、千葉市はまだ若干90%まで足りませんけれども、やはり5年が標準という運用をしているようです。さいたま市については3年から5年という運用を表明しておりますけれども、実態上は、やはり5年が9割を越えている状況で運用しているところであり、そういった状況の中で、他都市を確認したところでございます。

◆田村伸一郎 委員 ありがとうございます。

あともう一つ、この業務の再委託ですけれども、今回の陳情者の内容、東急であつたり、アクト・ツーワンは、今回の年度評価はいろいろと報告されていると思うんですけれども、どのような形で検証が行われていたのですか。

◎小川 市民文化局交流推進担当課長 検証というか、基本的には日常的なモニタリングが行われていて、それは基本協定の中で定期的な自己評価を求めています。その次に、毎月、業務終了後に翌月末までの施設の利用状況、収支実績、それから利用者からの苦情とか事故、そういった対応についても含めて報告書を市に提出していただいております。さらに、そういった報告の内容の詳細について市所管局と指定管理者の間で定期的に打ち合わせの対応。そのほかに、毎年、指定管理者選定評価委員会において年度評価を実施しているという形で、そういった情報交換等をしている次第でございます。

◆田村伸一郎 委員 わかりました。しっかりといろいろと指定管理者に対して市が判断することはないということなんですね。

◎小川 市民文化局交流推進担当課長 日常的に情報交換の打ち合わせをしておりますので、年度評価という形で最終的な評価を行っているということでございます。

◆田村伸一郎 委員 結構です。

◆月本琢也 委員 1点だけ確認させていただきたいんですが、陳情の理由の中に、これは具体的なエピソードになっちゃっているんですが、交流センターの地下1階エレベーター前の防犯カメラが3年間故障していたと、陳情の理由の中に陳情者の方が書かれているんですけれども、実際、陳情者の方の御指摘にある部分でいくと、恐らく指定管理で施設の管理も含めてという形になっていると思うんですが、この事実関係も含めてなんですけれども、3年間故障した状態で放置されているのは、指定管理上の契約上の問題に当たるのかどうか、そこを確認させてください。

◎小川 市民文化局交流推進担当課長 国際交流センターには、もともと防犯カメラというより施設運営のための監視カメラということで29台設置されておりました。基本的にはその全てのカメラを中央監視室でモニタリングしている形になるんですけれども、もともとこの1台のカメラだけは別系統になっておりまして、そもそもホテルのフロントにモニターがあつて、地下駐車場からお客様が来るのを見るためにカメラが導入されていた経緯がございました。そういった意味

では、それまでは中央監視室でモニタリングはされておりましたので、そこが漏れていたこととなります。別系統のものとして独立していたものですから、ホテルも使用頻度というか必要性が余りなかったようで、故障になったときにもそのまま放置されていたことがございました。そういったことで、別系統になっていたために認識が欠けていた部分となります。今回、御指摘を受けたことで、そこは直しております、中央監視室でモニタリングができるようになっております。

◆月本琢也 委員 今、事実として伺いました。実際、もともと別系統だったから発見がおくれたということですが、指定管理契約にはもちろんこの管理を含めてという形になってくると、要は発覚したのは、3年以上たっているだろうと言われていたところなんですけれども、もちろんそれも含めた形で契約しているので、本来使えていなければおかしいものを使えていなかったということ、事実違反してというのはペナルティじゃないかと指定管理事業者に出るものなんでしょうか。

◎小川 市民文化局交流推進担当課長 今のところ、ペナルティまでは考えておりませんが、一応、こういった事実については改めて確認するように申し伝えてあります。

◆月本琢也 委員 1つの個別的な案件としてこういう言葉が出ていて、いろんな施設があって、今おっしゃったみたいに集中管理できるところと別系統であるところが実際に施設としてあって、指定管理していく中で、行政側から、この施設に限ったことでなくて、別の方、民間に委託する形になってくると、どうしても特殊な施設の事情はあると思います。そして、監視カメラの事実関係についてはどうなのかも含めて、その辺はわかりませんが、もしかしたら何か重大な、犯罪にかかわるような事案があるとか、そういったものの対策のために監視カメラはつけられているものですから、系統が別だったからということと、それを改めなさいということで改めるからそれでいいのかということ、やっぱり指定管理を受けて、これは市民の税金で委託をするものですから、こういうことが発覚をすることはやっぱり施設管理の中での1つの課題として受けとめていかなければいけないのかと思います。現在、委託されている施設もたくさんございますから、こういったことがないように、特に監視カメラの問題は、施設運営上、本当に最低限守らなければいけない安全性ですから、こういった審査のタイミングも含めてなんですけれども、ぜひ施設の対策をしてもらいたと思います、いかがでしょうか。

◎織裳 行政改革マネジメント推進室担当課長 今、委員から指摘があったとおりと考えております。我々、今回、こういったことがあったこと、陳情が11月に出されたことについては、先週、2月に入ってから実務者研修会をやった中

で、こういった事例があり、陳情につながったことを各局の担当者に陳情をもって伝えさせていただいております。このようなことがないようにしなければならないと考えていて、制度としては、まずはこういったことがあった場合については、是正の指導をする。そこで指導に従わなければ、例えば、指定管理料の減額であったり、指定の取り消しであることは協定書に書かれている状況でございます。そういったことを職員研修の中でもいま一度担当者に周知していったところでございますけれども、この後についても、こういったことがないように各局にしっかりと所管として注意していきたいと思っております。

◆月本琢也 委員 ありがとうございます。今、これを機に周知していただけるということでありましたので、やっぱり行政が委託していくに当たって、どうしても市民の方が一番心配されるのは個人情報とか安全性の2つだと思うんです。サービスの向上、あるいはコストの削減はもちろん大事なんですけれども、まず、最低限のその2つは守られなければいけないので、ぜひこういった陳情が出たことを教訓に今後もぜひ取り組んでいただければと思います。以上です。

◆堀添健 委員 これまでの委員の質問と関連しますのでお伺いさせていただきます。今回、陳情が出されていて、指定管理の制度のあり方ということで御提言されているわけですが、この背景には、陳情の理由の中で陳情者の方がこんな問題があったという具体的な指摘がされていて、事実関係がどうなのかはやはり確認していかなければいけない。川崎市としても大事な公共サービスの担い手の共同事業体とそこで働いている方の間に具体的なトラブルがあったことを契機に陳情が出されたわけですから、そうした意味では、この陳情者の方が理由として訴えられていた問題について、まず、市でどのように把握されているのか教えていただければと思います。

◎小川 市民文化局交流推進担当課長 指定管理者からの報告ということになりますけれども、まず、この方は再委託先の被雇用者でいらっしゃいました。この方が勤務を開始して2日目の出来事だったということでございますけれども、不特定多数の目にとまる場所であることから、勤務態度といえますか、椅子の座り方について再委託先の指導員が注意したそうなんです。注意したところ口論となりまして、興奮した状態では仕事にならないので、きょうは帰宅するようにと伝えたということでございます。それを受けて御本人は、指定管理者の代表団体である国際交流センターの事務室に行こうとしたようなんです。そこで、その指導員の方が制止しようとして体に接触して、その行為が暴力と受けとめられて、御本人が110番通報したということでございます。中原警察署から2名の警察官が来館したということでございます。その警察官は事情聴取を行った上でお帰りになったということで、その日以降に何か事情聴取とかが行われたことはございません。

◆堀添健 委員 わかりました。経緯については指定管理者側の説明ということで理解いたしました。1点確認なのですが、共同事業体がアクト・ツーワンという会社に対して再委託しているということだと思んですが、これは派遣を受けているのか、業務を委託されているのか。業務を委託ということによろしいのでしょうか。

◎小川 市民文化局交流推進担当課長 業務を委託しているということで理解しております。

◆堀添健 委員 わかりました。一時、実態が派遣なのに業務委託されていることは不適切であるという問題がありましたが、そのあたりはほかも含めてぜひ注意していただければと思います。

あと、この共同事業体との契約が今3期目で来年に期限が切れるということですから、令和2年度中に第4期の指定管理先の評価を始めることになると思うんですが、第3期に関する総括評価が近々にされると思うんですが、これは大体いつぐらいに出てくるのか知りたいです。

◎小川 市民文化局交流推進担当課長 年度評価は翌年の夏ぐらいに行われますので、そういうタイミングになろうかと思えます。

◆堀添健 委員 そうしますと、あと半年ぐらいで出されて、それを踏まえて第4期の選定の参考にされるということによろしいわけですね。

◎小川 市民文化局交流推進担当課長 そういうふうに考えております。

◆堀添健 委員 わかりました。指定管理といっても、単純に箱物を委託する場合と、今回の件の場合ですと、共同事業体の国際交流協会が入っているということで、箱の管理というよりはむしろサービスの部分が重要になってくるのかと思いますので、そうした意味からも丁寧に評価していただきますよう、お願いいたします。結構です。

○野田雅之 委員長 ほかに質疑、意見・要望等がなければ、陳情第26号の取り扱いについて御意見をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

◆嶋崎嘉夫 委員 先ほどのやりとりの中で、私からの質疑を通じ、中小企業の比率について資料をお願いしました。それをもって今回の陳情の審査等に重大な影響を与える性質のものではないと思いますから、それは後日、また示していただければ結構だと思います。

本陳情についての取り扱いなんですけれども、陳情者がおっしゃっている案件は、今までのやりとりで聞いた中ではちょっとなじまないと思いますので、私ど

もは、これは同意できません。

◆宗田裕之 委員 やりとりの中で、特に管理部門を第三者に委託していた問題は、私たちは透明性の問題からもやっぱり望ましくないと思います。特に心配なのは雇用・労働問題。総務省の通知のとおり、法令遵守、それから雇用・労働条件を常にチェックしてほしいと要望いたします。ただ、この案件については、特に①期間の問題なんですけれども、長期、短期の両方、問題点はあるんですが、短期にした場合に、専門性、それから安定性、さらに継続性の3つが損なわれる場合がかなり多いこともありまして、短期にすること自体は、私たちは賛同できないということになります。

◆田村伸一郎 委員 公明党我が会派は、陳情者の内容を今見させていただきましたけれども、指定期間に関しては主に5年ということで、それぞれ柔軟に対応できるということでございますし、また、中小企業の活性化、推進策、調達等も理解できますけれども、しっかり市も推進していくということでございますし、さまざま課題がある中で取り組んでいくことでございますので、今回の陳情の内容については不採択と。

◆堀添健 委員 指定管理制度も16年、17年ぐらい入ってきている中で、まださまざまな課題があることは、我々も認識を持ってございます。ただ、陳情者の方が言っている、例えば、期間の短期間化は、御答弁にもありましたが、施設の特性に応じて評価していくことが必要ですので、一概に、一律的に短期化することについては賛同できません。また、再応募についても、中身に応じて評価、選定の段階で判断すべき問題であって、一律的に禁止をすべきものではないと考えます。なお、再委託については基本は望ましくないという規定になっているかと思いますが、ただ、承諾があった場合にはできるということですので、そうした形での限定的な再委託であれば、現状の社会環境の中ではやむを得ないと考えます。以上のことから、この陳情については不採択でお願いいたします。

◆月本琢也 委員 私も、先ほどの質疑で管理の問題については指摘させていただいたんですが、それは陳情の要旨に当たる指定管理制度そのものの問題とはまた違います。私としては、要旨の部分で、施設特性があって期間を定めていくものだと思いますので、2年から3年という短期に必ずしなければいけないとか、それが本当に節約に当たるのかは疑問でございます。また、再委託についてはそれぞれの状況に応じた形でやっていくものも出てくるかと思いますが、私も賛同できないということで不採択でお願いします。

○野田雅之 委員長 では、改めて、自民党と共産党さんは不採択でよろしいでしょうか。

◆嶋崎嘉夫 委員 はい。

◆宗田裕之 委員 結構です。

○野田雅之 委員長 取り扱いにつきまして表明をいただきましたので、それでは採決に入らせていただきます。「陳情第26号 公共施設の契約関係が、下請との間の二重構造になっている件及び請負期間を2～3年の短期にする市の条例制定に関する陳情」につきまして、採択することに賛成の委員の挙手を願います。

(挙手なし)

○野田雅之 委員長 挙手なしです。よって本件は、賛成者なく不採択とすべきものと決しました。

ここで理事者の一部交代をお願いいたします。

(理事者一部交代)
